

## 新城市25歳成人式開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成人式から5年が経ち、さまざまな社会の厳しさを経験した25歳が生まれ育ったまち、愛着のあるまちに一堂に会し、地元への意識・同世代とのつながりを再構築するために自主的に開催する25歳成人式(当該年度内に25歳(4月1日に生まれた者にあつては26歳)になる同一学年であつた者を対象として開催する同窓会をいう。以下同じ。)の開催に要する経費の一部について、予算の範囲内において交付する補助金(以下「補助金」という。)に関し、新城市補助金等交付規則(平成17年新城市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 25歳成人式を実施する団体であること。
- (2) 団体の構成員が補助金の交付を受ける年度に25歳を迎える市内中学校の卒業生であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は交付事業者としない。

- (1) 新城市暴力団排除条例(平成23年新城市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規程する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が構成員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第14条7号)に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体

(補助事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 補助対象者が市内において開催する25歳成人式であること。
- (2) 開催する25歳成人式の対象となる卒業生のうち10人以上または3割以上の出席で開催されるもので、市外に住所を有する者が25歳成人式に出席する者の1割以上であること。
- (3) 主催者は、開催する25歳成人式の対象となる卒業生全員に案内するよう努めること。
- (4) 同一学年かつ卒業した中学校で開催する25歳成人式又は同一学年かつ複数の卒業した中学校合同で開催する25歳成人式であること。

(5) 事業の出席者に対して、市が提供するチラシ等の配布及びアンケート調査等へ協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業（収益を事業費に充てる場合は除く。）
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業（収益を事業費に充てる場合は除く。）
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (7) この事業について、国若しくは県の補助金又は市の補助金等の交付を受ける事業  
（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象者が25歳成人式を開催するために必要な経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 25歳成人式の開催案内文書の作成や送付に必要な経費
- (2) 25歳成人式の開催に係る会場使用料
- (3) 送迎バス借上代
- (4) 記念品等購入費
- (5) 記念撮影に係る費用
- (6) 消耗品費
- (7) その他25歳成人式の開催に係る経費と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費として認めない。

- (1) 25歳成人式開催に係る食糧費
- (2) 25歳成人式開催に係る商品券やチケット等の金券類の記念品等購入費
- (3) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (4) その他事業の実施に直接関係のない経費、又は市長が社会通念上適切でないとして認めた経費  
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、25歳成人式の出席人数に1,000円を乗じて得た額又は、補助対象経費の合計額のいずれか少ない額

2 同一学年かつ同一中学校の25歳成人式開催への補助の交付は、1回とする。  
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、新城市25歳成人式開催補助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（別紙1）
- (2) 25歳成人式出席予定者名簿（別紙2）
- (3) 交付対象経費の根拠となる見積書等
- (4) 卒業生であることがわかる資料等（卒業アルバム等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、新城市25歳成人式開催補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知しなければならない。

(計画の変更等)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後において補助事業の計画の変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに新城市25歳成人式開催補助金事業計画変更等承認申請書（様式第3。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の事項をすべて満たす軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 事業目的に変更のない場合
- (2) 交付決定額の減額が20%以内である場合

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、前条第1項の決定を変更することができる。

(変更等の決定通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定により第7条第1項の決定の変更等をしたときは、新城市25歳成人式開催補助金変更等決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止又は中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して20日を経過する日又は翌年度

の4月10日のいずれか早い期日までに、新城市25歳成人式開催補助金実績報告書（様式第5。以下「実績報告書」という。）により、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書（別紙1）
- (3) 25歳成人式出席者名簿（別紙2）
- (4) 収支状況の確認できる領収書等の写し
- (5) 事業状況のわかる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（交付金額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新城市25歳成人式開催補助金確定額通知書（様式6。以下、「確定通知」という。）により補助事業者に通知しなければならない。

（交付金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の確定通知を受け取った後、補助金の交付を受けようとするときは、新城市25歳成人式開催補助金請求書（様式第7。以下、「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。  
（交付決定の取り消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 交付された補助金を補助事業以外の用途で使用したとき。
- (2) 補助金の交付に係る手続きについて虚偽又は不正があると認めたとき。  
（返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

新城市長

申請者

団体名

代表者住所

代表者氏名

連絡先 — —

年度新城市25歳成人式開催補助金交付申請書

年度において、新城市25歳成人式開催補助金の交付を受けたいので、新城市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業名	
開催予定日	年 月 日（ ）
開催予定場所	
申請額	円
出席予定者	卒業生総数 人、案内数 人
	市内 人
	市外 人
	合計 人

添付書類

- (1) 収支予算書（別紙1）
- (2) 25歳成人式出席予定者名簿（別紙2）
- (3) 交付対象経費の根拠となる見積書等
- (4) 卒業生であることがわかる資料等（卒業アルバム等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 収支予算書

収 入 (単位：円)

費 目	予 算 額	積 算 内 訳
市補助金		
合 計		

支 出 (単位：円)

費 目	予 算 額	積 算 内 訳	
補 助 対 象 経 費			
	小 計 (①)		
	補 助 対 象 外 経 費		
小 計 (②)			
合 計 (①+②) 【全体事業費】			

※ 交付対象の経費のみではなく、事業に係るすべての経費を記載してください。

## 25歳成人式出席予定者名簿

学校名 \_\_\_\_\_ 中学校 (卒業年度: \_\_\_\_\_ 年度卒)

NO	氏名	年齢	在住地の別(市外・県外の場合は自治体名)	備考
1			市内・市外・県外 ( )	
2			市内・市外・県外 ( )	
3			市内・市外・県外 ( )	
4			市内・市外・県外 ( )	
5			市内・市外・県外 ( )	
6			市内・市外・県外 ( )	
7			市内・市外・県外 ( )	
8			市内・市外・県外 ( )	
9			市内・市外・県外 ( )	
10			市内・市外・県外 ( )	
11			市内・市外・県外 ( )	
12			市内・市外・県外 ( )	
13			市内・市外・県外 ( )	
14			市内・市外・県外 ( )	
15			市内・市外・県外 ( )	
16			市内・市外・県外 ( )	
17			市内・市外・県外 ( )	
18			市内・市外・県外 ( )	
19			市内・市外・県外 ( )	
20			市内・市外・県外 ( )	
21			市内・市外・県外 ( )	
22			市内・市外・県外 ( )	
23			市内・市外・県外 ( )	
24			市内・市外・県外 ( )	
25			市内・市外・県外 ( )	
26			市内・市外・県外 ( )	

※欄外を超える場合は表を増やして記入してください。

様式第2（第7条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

年度新城市25歳成人式開催補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度新城市25歳成人式開催補助金については、新城市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定する。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。  
補助金交付決定額 金 円
- 3 交付に付する条件は、別に定める。



新城市長

申請者

団体名

代表者住所

代表者氏名

連絡先 — —

年度新城市25歳成人式開催補助金計画変更等承認申請書

年 月 日付け、指令 第 号で交付決定通知のあった  
年度新城市25歳成人式開催補助金について下記のとおり計画を変更したい  
ので、新城市25歳成人式開催補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請し  
ます。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

添付書類

- (1) 変更収支予算書（別紙）
- (2) 必要に応じ変更計画、収支予算等その詳細を明らかにする書類

## 変更収支予算書

収入(単位:円)

費目	予算額	変更額	増減額	積算内訳
市補助金				
合計				

支出(単位:円)

費目	予算額	変更額	増減額	積算内訳
補助対象経費				
	小計(①)			
	補助対象外経費			
小計(②)				
合計(①+②) 【全体事業費】				

様式第4（第9条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

年度新城市25歳成人式開催補助金変更等決定通知書

年 月 日付け 指令 第 号で通知した交付決定を下  
記のとおり変更する。

記

1 変更決定の事項

2 変更決定の理由

様式第5（第10条関係）

年 月 日

新城市長

申請者

団体名

代表者住所

代表者氏名

連絡先

— —

年度新城市25歳成人式開催補助金実績報告書

年 月 日付け 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度新城市25歳成人式開催補助金事業が完了したので新城市補助金等交付規則第15条により、別紙のとおり報告します。

記

事業名	
開催日	年 月 日（ ）
開催場所	
交付決定額	金 円
出席者	市内 人
	市外 人
	合計 人

添付書類

- (1) 収支決算書（別紙1）
- (2) 25歳成人式出席者名簿（別紙2）
- (3) 収支状況の確認できる領収書等の写し（A4用紙に貼り付け添付）
- (4) 事業状況のわかる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 収支決算書

## 収 入 (単位：円)

費 目	決 算 額	内 訳
市補助金		
合 計		

## 支 出 (単位：円)

費 目	決 算 額	内 訳	
補 助 対 象 経 費			
	小 計 (①)		
	補 助 対 象 外 経 費		
小 計 (②)			
合 計 (①+②) 【全体事業費】			

※ 交付対象の経費のみではなく、事業に係るすべての経費を記載してください。

## 25歳成人式出席者名簿

学校名 \_\_\_\_\_ 中学校 (卒業年度: \_\_\_\_\_ 年度卒)

NO	氏名	年齢	在住地の別(市外・県外の場合は自治体名)	備考
1			市内・市外・県外 ( )	
2			市内・市外・県外 ( )	
3			市内・市外・県外 ( )	
4			市内・市外・県外 ( )	
5			市内・市外・県外 ( )	
6			市内・市外・県外 ( )	
7			市内・市外・県外 ( )	
8			市内・市外・県外 ( )	
9			市内・市外・県外 ( )	
10			市内・市外・県外 ( )	
11			市内・市外・県外 ( )	
12			市内・市外・県外 ( )	
13			市内・市外・県外 ( )	
14			市内・市外・県外 ( )	
15			市内・市外・県外 ( )	
16			市内・市外・県外 ( )	
17			市内・市外・県外 ( )	
18			市内・市外・県外 ( )	
19			市内・市外・県外 ( )	
20			市内・市外・県外 ( )	
21			市内・市外・県外 ( )	
22			市内・市外・県外 ( )	
23			市内・市外・県外 ( )	
24			市内・市外・県外 ( )	
25			市内・市外・県外 ( )	
26			市内・市外・県外 ( )	

※欄外を超える場合は表を増やして記入してください。

様式第6（第11条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

年度新城市25歳成人式開催補助金交付確定額通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度新城市25歳成人式開催補助金については、新城市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり確定する。

記

1 補助事業の名称

2 補助金確定額

金 円

様式第7（第12条関係）

年 月 日

新 城 市 長

補助事業者

団体名

代表者住所

代表者氏名

印

年度新城市25歳成人式開催補助金請求書

年 月 日付け 指令 第 号で確定の通知を受けた  
年度新城市25歳成人式開催補助金につきまして、次のとおり交付を請求します。

1 補助金の交付請求額 \_\_\_\_\_円

<振込先>

金融機関の 名称等	銀行 信用金庫 信用組合 農協	店	口座の 種類	普通預金 当座預金
口座番号		フリガナ		
		口座名義		